

昭和四十四年建設省令第四十九号

都市計画法施行規則
市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十二号）の全部を改正する省令を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条の四）
- 第二章 都市計画
 - 第一节 都市計画の内容（第七条—第九条）
 - 第二节 都市計画の決定等（第十条—第十四条）
 - 第三节 都市計画制限等
 - 第四节 開発行為等の規制（第十五条—第三十八条の二）
 - 第五节 地区開発事業等予定区域の区域の規制（第三十八条の二の二—三十八条の二の三）
 - 第六节 市街地開発事業等の区域の規制（第三十八条の二の四—第三十八条の五）
 - 第七节 都市計画施設等の区域内における建築等の規制（第三十九条—第四十三条の六）
 - 第八节 遊休土地転換利用促進地区内における土地利用に関する措置等（第四十条—四十一条）
 - 第九节 都市施設等整備協定（第五十七条の二—第五十七条の五）
 - 第十章 都市計画協力団体（第五十七条の六—第五十七条の七）
 - 第十一章 雜則（第五十八条—第六十条）
 - 附則
- （都市計画区域の指定にあたり勘査すべき事項）
- 第一条 都市計画法（以下「法」という。）第五条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事項は、法第十一条第一項各号に掲げる施設の配置及び利用とする。

（都市計画区域の指定の協議の申出）	
第二条 法第五条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の協議の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した協議書を提出して行うものとする。	（都市計画区域の指定に当たり勘査すべき事項）
一 都市計画区域の名称	一 都市計画区域の位置を示す図面及び都市計画区域に含まれる土地の区域
二 指定、変更又は廃止の理由	二 自然公園の区域及び農業振興地域、山村振興地域その他の国土交通大臣の定める地域の区域を示す図面
三 前項の協議書には、次の各号に掲げる図書を添附しなければならない。	三 都市計画区域に隣接して良好な自然の環境を形成する樹林地、水辺地又はその状況がこれらに類する土地がある場合にあつては、当該土地の現況を示す図書

（準都市計画区域の指定についての基礎調査の方法）	
第三条の二 法第五条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事項は、土地利用並びに道路及び河川の配置及び利用とする。（準都市計画区域の指定等の公告の方法等）	（準都市計画区域についての基礎調査の項目）
第四条 法第六条第一項の規定による都市計画に関する基礎調査は、政府又は地方公共団体が同項に定める事項に関して行う調査の結果の集計及び必要な調査の実施により行うものとする。（準都市計画区域についての基礎調査の項目）	（基础調査の結果の通知の方針）
第五条 法第六条第一項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。	一 建築物の用途、構造、建築面積、延べ面積及び高さ
（都市計画区域についての基礎調査の方法）	二 世帯数及び住宅戸数、住宅の規模その他の住宅事情

（準都市計画区域についての基礎調査の方法）	
第六条 法第六条第二項の規定による都市計画に関する基礎調査は、政府又は地方公共団体が同項に定める事項に関して行う調査の結果の集計及び必要な調査の実施により行うものとする。（基础調査の結果の通知の方針）	（基础調査の結果の通知の方針）
第七条 法第六条第四項の規定による通知は、基礎調査の終了後、遅滞なく、基礎調査の結果及びその概要を記載した書面を送付して行わなければならない。	一 建築物の用途、構造、建築面積、延べ面積及び高さ
（基础調査の結果の通知の方針）	二 世帯数及び住宅戸数、住宅の規模その他の住宅事情
（基础調査の結果の通知の方針）	三 土地の自然的環境
（基础調査の結果の通知の方針）	四 宅地開発の状況及び建築の動態
（基础調査の結果の通知の方針）	五 地域の特性に応じ都市計画策定上必要と認められる事項は、次の各号に掲げるものとする。

二 道路の構造 車線の数（特殊街路その他の車線がない道路である場合を除く。）、幅員並びに嵩上式、地下式、掘割式又は地表式の別及び地表式の区間において鉄道又は自動車専用道路若しくは幹線街路と交差するときは立体交差又は平面交差の別

三 駐車場の構造 地上及び地下の階層

四 自動車ターミナルの種別 トラックターミナル又はバスター・ミナルの別

五 公園の種別 街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園又は特殊公園の別

六 都市高速鉄道の構造 嵩上式、地下式、掘割式又は地表式の別及び地表式の構造の区間において鉄道又は自動車専用道路若しくは幹線街路と交差するときは立体交差又は平面交差の別

七 法第十二条第一項第四号に掲げる都市施設の構造 堤防式又は堀込式の別及び単断面式又は複断面式の別

（既成市街地の区域）

第八条 令第八条第一項第一号の既成市街地として国土交通省令で定める土地の区域は、次の各号に掲げる土地の区域で集団農地以外のものとする。

一 五十ヘクタール以下のおおむね整形の土地の区域ごとに算定した場合における人口密度が一ヘクタール当たり四十人以上である土地の区域が連たんしている土地の区域で、当該区域内の人口が三千以上あるもの

二 前号の土地の区域に接続する土地の区域で、五十ヘクタール以下のおおむね整形の土地の区域ごとに算定した場合における建築物の敷地その他これに類するものの面積の合計が当該区域の面積の三分の一以上であるもの（令第八条第二項第一号の国土交通省令で定める土地の区域）

第八条の二 令第八条第二項第二号の国土交通省令で定める土地の区域は、次に掲げるものとする。

一 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十号）第十四条第一項に規定する原生自然環境保全地域又は同法第二十五条第一項に規定する特別地区

二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条若しくは第三十条の二の規定により告示された保安林予定森林の区域、同法

(都市計画の図書)
第九条 法第十四条第一項の総括図は、次の各号に掲げる都市計画について、それぞれ当該各号に定める事項を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図とするものとする。この場合において、法第十五条第一項第二号及び第四号に掲げる都市計画並びに同項第五号に掲げる地域地区に関する都市計画は、一葉の図面に表示するものとし、同項第五号に掲げる都市施設に関する都市計画並びに同項第六号及び第七号に掲げる都市計画は、できる限り一葉の図面に表示するものとする。

一 区域区分に関する都市計画 おおむねの区域

二 地域地区に関する都市計画 十ヘクタール未満の地域地区にあつてはおおむねの位置、十ヘクタール以上の地域地区にあつてはおおむねの区域

三 促進区域に関する都市計画 おおむねの区域

四 都市施設に関する都市計画 十ヘクタール以上の一団地の住宅施設、一団地の官公庁施設、流通業務団地、一団地の津波防災拠点市街地形成施設、一団地の復興再生拠点市街地形成施設又は一団地の復興拠点市街地形成施設にあつてはおおむねの区域、その他の都市施設にあつてはおおむねの位置

五 市街地開発事業に関する都市計画 おおむねの施行区域

六 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画 おおむねの区域

七 地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画及び集落地区計画に関する都市計画 おおむねの区域

法第十四条第一項の計画図は、縮尺二千五百分の一以上の平面図（法第十一項第三項の規定に基づき都市施設を整備する立体的な範囲を都市計画に定める場合にあつては、平面図並びに立面図及び断面図のうち必要なもの）とするものとする。

法第十四条第一項の計画図には、法及び令の規定により都市計画に定めるべき事項のほか、法第三十条の規定により告示された保安施設地区又は同法第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示された保安施設地区に予定された地区

（都市計画の案の公告）
第十一条 法第十七条第一項（法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、都道府県又は市町村の定める方法で行うものとする。
一 都市計画の種類
二 都市計画を定める土地の区域
三 都市計画の案の縦覧場所
（都市計画の協議の申出）
第十二条 法第十八条第三項（法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の協議の申出は、協議書及び当該都市計画の案を提出して行うものとする。
2 前項の協議書には、都市計画の策定の経緯の概要を示す書面を添附しなければならない。
（令第十三条の表の国土交通省令で定める区域）
第十三条の二 令第十三条の表の地区計画（市街化調整区区域内において定めるものを除く。）の項目、防災街区整備地区計画の項目、歴史的風致維持向上地区計画の項目及び沿道地区計画の項目下欄に規定する国土交通省令で定める区域は、次に掲げる区域又は施行区域とする。
一 都市計画施設（令第九条第二項第二号から第四号まで、第六号（排水管、排水渠等の構造物の排水施設の部分を除く。）、第八号及び第九号に掲げる都市施設に係るものに限る。）の区域
二 市街地開発事業の施行区域（都道府県が定めた市街地開発事業に関する都市計画に係るものに限る。）
三 市街地開発事業等予定区域の区域（都道府県が定めた市街地開発事業等予定区域に関する都市計画に係るものに限る。）
（都市計画の図書の縦覧についての公告）
第十四条 都道府県知事又は市町村長は、都市計画を決定し、若しくは変更した旨の告示をしたとき又は法第二十条第一項（法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により図書の送付を受けたときは、直ちに、法第十四条第一項の図書又はその写しを公衆の縦覧に供するとともに、縦覧場所を公報その他所定の手段により公告しなければならない。
（都市計画の軽易な変更）
第十五条 令第十四条第二号の国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる都市計画について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

二、区域区分に関する都市計画　区域区分のための土地の境界とされている鉄道その他の施設又は河川、崖その他の地形若しくは地物の位置の変更（水面の埋立てによる湖岸又は海岸の位置の変更を除く。）に伴う区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が四ヘクタール未満であるもの

三、地域地区（法第八条第一項第四号の二に掲げる地区及び同項第九号に掲げる地区のうち港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項の国際戦略港湾又は国際拠点港湾に係るものに限る。）に関する都市計画（次に掲げる変更に伴う位置、区域又は面積の変更）

イ、区域の境界とされている道路、鉄道、空港、公園、緑地又は河川の位置の変更で、それぞれ、次号から第七号までに掲げる区域の変更に相当するもの

ロ、区域の境界とされている自動車ターミナルの位置の変更で、区域の変更（当該変更に係る部分の面積の合計が二千平方メートル未満であり、かつ、変更前の面積の二十九パーセント未満であるものに限る。）であるもの

ハ、区域の境界とされている墓園の位置の変更で、区域の変更（面積の変更を伴わない区域の変更、面積の拡張に伴う区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が変更前の面積の二十パーセント未満であるもの及び区域の境界の整正をするために行う区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が一千五百平方メートル未満であるもの、かつ、変更前の面積の十パーセント未満であるものに限る。）であるもの

二、区域の境界とされている下水道の位置の変更で、区域の変更（道路の区域内の下水管渠の区域の変更及び処理施設又はポンプ施設の区域の変更（当該変更に係る部分の面積の合計が二千平方メートル未満であるり、かつ、変更前の面積の二十パーセント未満であるものに限る。）であるものに限る。）であるもの

ホ、区域の境界とされている崖その他の地形又は地物の位置の変更（水面の埋立てによる湖岸又は海岸の位置の変更を除く。）

三、道路に関する都市計画（次に掲げる位置又は区域の変更。ただし、及びロに掲げるも

のにつては、当該変更に係る区間に交通広場又は他の道路若しくは鉄道と立体で交差する箇所を含むものを除く。

イ 線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが百メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの。

ロ 拡幅による位置又は区域の変更で、当該変更を伴うものにあつては、変更前の起点又は終点において道路が同一平面で四以上交會するもの及び起点又は終点の移動距離が百メートル以上であるものを除く。)

ハ 起点又は終点の変更を伴う他の道路の起点又は終点の移動距離が百メートル以上であるものを除く。

ハイ 又はロに掲げる変更に伴う他の道路の起点又は終点の移動距離が百メートル以上であるものを除く。

ハロ 拡幅による位置又は区域の変更で、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるものを除く。

ハセント 又は終点において道路が同一平面で四以上交會するもの及び起点又は終点の移動距離が百メートル以上であるものを除く。

ハセント未満であるものを除く。

変更

ハ 面積の拡張又はこれに伴う位置若しくは区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が変更前の面積の二十パーセント未満であるもの。

ハ 区域の境界の整正をするために行う位置、区域又は面積の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が二千五百平方メートル未満であり、かつ、変更前の面積の十パーセント未満であるもの。

ハ 河川に関する都市計画

ハ 起点又は終点の変更を伴わない線形の変更による位置又は区域の変更で、区域の境界の移動する距離が百メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるものを除く。

ハ ロ 拡幅による位置又は区域の変更で、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるものを除く。

ハイ 又はロに掲げる変更に伴う他の道路の起点又は終点の移動距離が百メートル以上であるものを除く。

ハロ 拡幅による位置又は区域の変更で、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるものを除く。

ハセント 又は終点において道路が同一平面で四以上交會するもの及び起点又は終点の移動距離が百メートル以上であるものを除く。

ハセント未満であるものを除く。

変更

四 公園及び緑地に関する都市計画 前条第六号に掲げる位置、区域又は面積の変更を除く。)の区域に接し、又は重複するものを除く。

ハ 区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が変更前の面積の二十パーセント未満であるもの。

ハ 区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が変更前の面積の十パーセント未満であるもの。

ハ 一団地の住宅施設に関する都市計画

ハ 一団地の官公署施設に関する都市計画

変更

該都市高速鉄道以外の都市計画施設(当該変更をする市の都市計画において定められたものを除く。)の区域に接し、又は重複するものを除く。

ハ 精神的機能の障害により計画提案を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 二 行政の機能の障害により計画提案を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意を受けることができる者

ハ 二 行政の機能の障害により計画提案を行おうとする者(次項において「計画提案者」という。)は、氏名及び住所(法の区域と重複するものを除く。)を記載した提案書に次に掲げる事務所の所在地を記載した提案書を添えて、これらを都道府県又は市町村に提出しなければならない。

ハ 三 都市計画の素案

ハ 四 法第二十二条の二第三項第二号の同意を得たことを証する書類

ハ 五 計画提案を行うことができる者であること

変更

(都市計画の決定等の提案)

ハ 二 行政の機能の障害により計画提案を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意を受けることができる者

変更

(収用委員会に対する裁決申請書の様式)

ハ 第十四条 令第十八条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第一とする。

第三章 都市計画制限等

第一節 開発行為等の規制

(開発許可の申請書の記載事項)

第十五条 法第三十条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるもの（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一年）第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要するものを除く。）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び開発区域の面積が一ヘクタール以上のものを除く。）にあつては、第四号に掲げるものを除く。）とする。

一 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日

二 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為、主として住宅以外の建築物又は特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為、その他の開発行為の別

三 市街化調整区域内において行う開発行為にあつては、当該開発行為が該当する法第三十条の号及びその理由

(開発許可の申請)

第十六条 法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けようとする者は、別記様式第二又は別記様式第二の二の開発行為許可申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第三十条第一項第三号の設計は、設計説明書及び設計図（主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては、設計図）により定めなければならない。

3 前項の設計説明書は、設計の方針、開発区域（開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区。以下次項及び次条において同じ。）内の土地の現況、土地利用計画及び公共施設の整備計画（公共施設の管理者となるべき者及び公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項を含む。）を記載したものでなければならない。

4 第二項の設計図は、次の表に定めるところにより作成したものでなければならない。たゞ

し、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては、給水施設平面図は除く。

明示すべき事項

図面平画計成造	図面計用利地土	図況現類種の面図
開発区域の境界、切土部分、がけ（地表面が一水平面に対し三十度を超える角度を成す土地を除く。）以上一千分の一千	開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、敷地の形状、敷地に係る予定の建築物等の用途、公共交通施設の位置、樹木の位置並びに緩衝帯の位置及び形状	地形、開発区域の境界、二千五百メートルの標高差を示すものであること。
切土又は盛土をする土地の部分	上以一の分	一等高線は、二メートルの標高差を示すものであること。

し、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては、排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種百五十寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称

高低差の著しい箇所について作成すること。

並びに道路の位置、形状、幅員及び勾配後地盤面

図面断のがけ	図面平画計施水給	図面平画計施水排	図面断画計成造
がけの高さ、勾配及び五土質（土質の種類が二十種類以上あるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、切土又は盛土をする前の地盤面並びにがけ面の保護の方法	給水施設の位置、形状、内り寸法及び取水方法並びに消火栓の位置	排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種百五十寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	切土又は盛土をする前後の地盤面
上以一の分	上以一の分	上以一の分	上以一の分

高低差の著しい箇所について作成すること。

並びに道路の位置、形状、幅員及び勾配後地盤面

図面断の壁擁	図面断の壁擁
前条第四号の資金計画は、別記様式第三の資金計画書により定めたものでなければならぬ。第二項の設計図には、これを作成した者がその氏名を記載しなければならない。	擁壁の寸法及び勾配、五寸法、裏込めコンクリートの寸法及び寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を一基基礎ぐいの位置、材料及び寸法
第六条 第二項の設計図には、これを作成した者がその氏名を記載しなければならない。	擁壁の寸法及び勾配、五寸法、裏込めコンクリートの寸法及び寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を一基基礎ぐいの位置、材料及び寸法

前条第四号の資金計画は、別記様式第三の資金計画書により定めたものでなければならぬ。第二項の設計図には、これを作成した者がその氏名を記載しなければならない。	排水区域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第七十二条第六条第一項における同法第七十三条第一項に規定する特定開発行為（同条第四項各号に掲げる行為を除く。第三十一条第二項において同じ。）に係るものであり、かつ、当該工事の完了後において当該工事に係る同法第七十三条第四項第一号に規定する開発区域（津波災害特別警戒区域内のものに限る。第四項及び第三十一条第二項において同じ。）に地盤面の高さが基準水位（同法第五十三条第二項に
---	---

(設計者の資格)

ト 宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務の経験を含む土木、建築、都市計画又は造園に関する十年以上の実務の経験を有する者で、次条から第十九条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)がこの省令の定めるところにより行う講習(以下「講習」という。)を修了した者

イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書の申請に係る意思の決定を証する書類ハ 役員の氏名及び略歴を記載した書類

3 前項第一号に掲げる開発区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、開発区域の位置を表示した地形図でなければならない。

2 第一項第二号に掲げる開発区域位置図は、縮尺二千五百分の一以上とし、開発区域の区域並びにその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、都市計画区域界、準都市計画区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

1 第一項第六号に掲げる地形図は、縮尺千分の一以上とし、津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第四項第一号に規定する開発区域の区域及び当該区域のうち地盤面の高さが基準水位以上となる土地の区域並びにこれらの区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、津波灾害特別警戒区域界、津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第二項第二号の条例で定める区域の区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

4 (令第二十一条第二十六条号三の国土交通省令で定める府舎)

第十七条の二 令第二十一条第二十六条号三の国土交通省令で定める府舎は、次に掲げるものとする。

一 国が設置する府舎であつて、本府若しくは本省又は本府若しくは本省の外局の本庁の用に供するもの

二 国が設置する地方支分部局の本庁の用に供する府舎

三 都道府県、都道府県の支庁若しくは地方事務所、市役所、特別区の区役所又は町村役場の用に供する府舎

四 警視庁又は道府県警察本部の本庁の用に供する府舎

第五条の三 令第二十一条第二十六条号三の国土交通省令で定める府舎

第六条の三 令第二十一条第二十六条号三の国土交通省令で定める府舎

第七条の三 令第二十一条第二十六条号三の国土交通省令で定める府舎

第八条の三 令第二十一条第二十六条号三の国土交通省令で定める府舎

第九条の三 令第二十一条第二十六条号三の国土交通省令で定める府舎

第十条の三 令第二十一条第二十六条号三の国土交通省令で定める府舎

第十一条の三 令第二十一条第二十六条号三の国土交通省令で定める府舎

第十二条の三 令第二十一条第二十六条号三の国土交通省令で定める府舎

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)又はクタール未満の開発行為に関する工事にあつては、次のいずれかに該当する者であることをと。一 開発区域の面積が一ヘクタール以上二十ヘクタール未満の開発行為に関する工事にあつては、次のいずれかに該当する者であることをと。

イ 旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有する者

ロ 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)において同じ。)において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する修業年限三年の課程(夜間において授業を行なうものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者

ハ ロに該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者

ハ ロに該当する者を除き、学校教育法によると該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者

ハ ロに該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務の経験を有する者

ト 宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務の経験を含む土木、建築、都市計画又は造園に関する十年以上の実務の経験を有する者で、次条から第十九条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)がこの省令の定めるところにより行う講習(以下「講習」という。)を修了した者

チ 国土交通大臣がイからトまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

二 開発区域の面積が二十ヘクタール以上の開発行為に関する工事にあつては、前号のいずれかに該当する者で、開発区域の面積が二十ヘクタール以上の開発行為に関する工事の総合的な設計に係る設計図書の作成に関する実務に従事したことのあるものその他国土交通大臣がこれと同等以上の経験を有すると認められたものであること。

チ 国土交通大臣がイからトまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

二 開発区域の面積が二十ヘクタール以上の開発行為に関する工事にあつては、前号のいずれかに該当する者で、開発区域の面積が二十ヘクタール以上の開発行為に関する工事の総合的な設計に係る設計図書の作成に関する実務に従事したことのあるものその他国土交通大臣がこれと同等以上の経験を有すると認められたものであること。

二 第十九条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

二 第十九条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

二 第十九条の十三の規定により登録を取り消され、その登録をしなければならない者

ト 宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務の経験を含む土木、建築、都市計画又は造園に関する十年以上の実務の経験を有する者で、次条から第十九条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)がこの省令の定めるところにより行う講習(以下「講習」という。)を修了した者

五 その他の参考となる事項を記載した書類(欠格条項)

四 口 国又は地方公共団体の職員又は職員であつた者で、講習に関する科目に係る専門的知識を有する者
 ハ 土木、建築その他の講習に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験のある者で、かゝる者
 ニ 二イからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有する者
 ハイ 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
 一 登録年月日及び登録番号
 二 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
 三 講習事務を行う事務所の名称及び所在地
 四 講習事務を開始する年月日
 (登録の更新)

四
 第十九条の五 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
 二 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(講習事務の実施に係る義務)

四
 第十九条の六 登録講習機関は、公正に、かつ、第十九条の四第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。
 一 特定の者を差別的に取り扱わないこと。
 二 講習は、講義及び考査により行うこと。
 三 講義時間の合計は三十三時間以上とし、第十九条の四第一項第一号から六までに掲げる各科目の講義時間はそれぞれ三時間以上とする。
 四 講師の責任において適切に作成された教科書を用いて講義を行うこと。
 五 講義の終了後に考査を行うこと。
 六 考査は、設計に関する知識を習得したかどうかを判定できるものであること。
 七 講師によつて構成される合議制の機関により、考査の問題の作成及び考査の結果の判定を行ふこと。
 八 考査において良好な成績を修め、講習を修了した者に対してのみ修了証明書を交付すること。
 九 考査に関する不正行為その他の不正な受講を防止するための措置を講じること。

十 講習を実施する日時、場所その他講習の実施に關し必要な事項を公示すること。
 十一 前号の公示をしようとする日の二週間前にまでに、その内容を記載した書面を国土交通大臣に提出すること。
 十二 講習を実施しようとする日の二週間前にまでに、当該講習に用いる教科書及び考査の問題の写しを国土交通大臣に提出すること。
 十三 考査の結果を公表し、又は受講者に通知しようとする日の二週間前までに、考査の結果の判定の基準を記載した書面を国土交通大臣に提出すること。
 十四 講習事務によつて知り得た秘密を保持すること。

(登録事項の変更の届出)

四
 第十九条の七 登録講習機関は、第十九条の四第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは遅滞なく、同項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは変更しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 変更しようとする事項
 二 変更しようとする年月日
 三 変更しようとする理由

(講習事務規程)

四
 第十九条の八 登録講習機関は、次に掲げる事項を記載した講習事務に関する規程を定め、講習事務を開始しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

一 講習事務の時間及び休日に関する事項
 二 講習事務を行う事務所及び講習の実施場所に関する事項
 三 講習の受講の申込みに関する事項
 四 講習の受講料の額及び収納の方法に関する事項

五 講習の日程、周知の方法その他の講習の実施の方法に関する事項

六 考査の問題の作成及び考査の結果の判定の方法に関する事項

七 講習の不正受講者の処分に関する事項

八 修了証明書の交付及び再交付に関する事項

九 第十九条の十四第三項の帳簿その他の講習事務についての書類に関する事項

十 講習事務に関する秘密の保持に関する事項

十一 講習事務に関する公正の確保に関する事項

十二 その他講習事務に關し必要な事項 (講習事務の休廃止)

四
 第十九条の九 登録講習機関は、講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までもに、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする講習事務の範囲
 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
 三 休止しようとする場合には、その範囲
 四 休止又は廃止の理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

四
 第十九条の十 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む)。次項において「財務諸表等」という。を作成し、五年間登録講習機関の事務所に備えて置かなければならぬ。

一 講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

二 請求又は当該事項を記載した書面の交付請求

四
 第十九条の十一 国土交通大臣は、登録講習機関が第十九条の四第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機間に對し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。(改善命令)

四
 第十九条の十二 国土交通大臣は、登録講習機関が第十九条の六の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機間に對し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

四
 第十九条の十三 国土交通大臣は、登録講習機関が次号の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ。(登録の取消し等)

四
 第十九条の十四 登録講習機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 第十九条の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第十九条の七から第十九条の九まで、第十九条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第十九条の十二第一項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 第十九条の十五の規定による報告を求められ、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

二
 第十九条の十四 登録講習機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 講習の実施年月日

三 講習を行つた講師の氏名並びに講習において担当した科目及びその時間

四
 口 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確實に記録しておくことができる物(第十九条の十四において「磁気ディスク等」という。)をもつて調製するファイルに情報を記録したものを作付する方法

四
 第十九条の十五の規定による報告を求められ、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第十九条の十五の規定による報告を求められ、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

二
 第十九条の十四 登録講習機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 講習の実施年月日

三 講習を行つた講師の氏名並びに講習において担当した科目及びその時間

五四 受講者の氏名、生年月日及び住所
講習を修了した者にあつては、前号に掲げる事項のほか、修了証明書の交付の年月日及び修了番号

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録講習機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録講習機関は、第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む)を、講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4 登録講習機関は、次に掲げる書類を備え、講習を実施した日から二年間保存しなければならない。

(報告の微収)

第十九条の十五 国土交通大臣は、講習事務の正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録講習機関に対し、講習事務の状況に関する必要な報告を求めることができる。

(公示)

第二十九条の十六 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

二 第十九条の七の規定による届出があつたとき。

三 第十九条の九の規定による届出があつたとき。

四 第十九条の十三の規定により登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じたとき。

(道路の幅員)

第二十条 令第二十五条第二号の国土交通省令で定める道路の幅員は、住宅の敷地又は住宅以外の建築物若しくは第一種特定工作物の敷地での規模が一千平方メートル未満のものにあつては六メートル(多雪地域で、積雪時における交通の確保のため必要があると認められる場合にあつては、八メートル)、その他のものにあつては九メートルとする。

(令第二十五条第二号ただし書の国土交通省令で定める道路)

第二十条の二 令第二十五条第二号ただし書の国土交通省令で定める道路は、次に掲げる要件に該当するものとする。

(令第二十五条第二号ただし書の国土交通省令で定める道路)

一 開発区域内に新たに道路が整備されない場合の当該開発区域に接する道路であること。
二 幅員が四メートル以上であること。
(公園等の設置基準)

二十一條 開発区域の面積が五ヘクタール以上の開発行為にあつては、次に定めるところにより、その利用者の有効な利用が確保されるような位置に公園(予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地又は広場。以下この条において同じ)を設けなければならない。

一 公園の面積は、一箇所三百平方メートル以上であり、かつ、その面積の合計が開発区域の面積の三パーセント以上であること。

二 開発区域の面積が二十ヘクタール未満の開発行為にあつてはその面積が一千平方メートル以上の公園が一箇所以上であること。

(排水施設の管渠の勾配及び断面積)

二十二條 令第二十六条第一号の排水施設の管渠の勾配及び断面積は、五年に一回の確率で想定される降雨強度値以上の降雨強度値を用いて算定した計画雨水量並びに生活又は事業に起因し、又は付随する廃水量及び地下水水量から算定した計画汚水量を有效地に排出することができるように定めなければならない。

二 令第二十八条第七号の国土交通省令で定める排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、切土又は盛土をした土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域の面積を用いて算定した計画地下水排水量を有効かつ適切に排出することができる排水施設とする。

(がけ面の保護)

第二十三条 切土をした土地の部分に生ずる高さが二メートルをこえるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが一メートルをこえるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが二メートルをこえるがけ面は、擁壁でおおわなければならぬ。ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなるがけ又はがけ面については、この限りでない。

一 土質が次の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のもの

土質	擁壁を要しないものを除く。	擁壁をする勾配の下限
軟岩(風化の著しいもの)	六十度	八十度
風化の著しい岩	四十度	五十度

二 土質が前号の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度をこえ同表の下欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離五メートル以内の箇所以上であること。

三 この場合において、前号に該当するがけの部分により上下に分離されたがけの部分があるときは、同号に該当するがけの部分は存在せず、その上下のがけの部分は連続しているものとみなす。

二 前項の規定の適用については、小段等によつて上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけ面の下端を含み、かつ、水平面に対して三十度の角度をなす面上方に上層のがけ面の下端があるときは、その上下のがけを一体のものとみなす。

三 第一項の規定は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果がけの安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合又は災害の防止上支障がないと認められる土地において擁壁の設置に代えて他の措置が講ぜられた場合には、適用しない。

四 開発行為によつて生ずるがけのがけ面は、擁壁でおおわう場合を除き、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によつて風化その他の侵食に対して保護しなければならない。

(樹木の集団の規模)

二 令第二十九条の規定により定める技術的細目のうち、公園に関するものは、次に掲げるものとする。

一 面積が一千平方メートル以上の公園にあつては、二以上の出入口が配置されていること。

二 公園が自動車交通量の著しい道路等に接する場合は、さく又は高いの設置その他利用者の安全の確保を図るために他の措置が講ぜられること。

(道路に関する技術的細目)

二十四條 令第二十九条の規定により定める技術的細目のうち、道路に関するものは、次に掲げるものとする。

一 道路は、砂利敷その他の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない構造とし、かつ、適当な値の横断勾配が附されていること。

二 道路には、雨水等を有効に排出するため必要な側溝、街渠その他の適当な施設が設けられること。

三 道路の縦断勾配は、九パーセント以下であること。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、小区間に限り、十二パーセント以下とすることができる。

四 道路は、階段状でないこと。ただし、もっぱら歩行者の通行の用に供する道路で、通行の安全上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

五 道路は、袋路状でないこと。ただし、当該道路の延長若しくは当該道路と他の道路との接続が予定されている場合又は転回広場及び避難通路が設けられている場合等避難上及び車両の通行上支障がない場合は、この限りでない。

六 歩道のない道路が同一平面で交差し、若しくは接続する箇所又は歩道のない道路のまがりかどは、適當な長さで街角が切り取られていること。

七 歩道は、縁石線又はさくその他の工作物によつて車道から分離されていること。

(公園に関する技術的細目)

二十五條 令第二十九条の規定により定める技術的細目のうち、公園に関するものは、次に掲げるものとする。

一 面積が一千平方メートル以上の公園にあつては、二以上の出入口が配置されていること。

二 公園が自動車交通量の著しい道路等に接する場合は、さく又は高いの設置その他利用者の安全の確保を図るために他の措置が講ぜられること。

三 公園は、広場、遊戯施設等の施設が有効に配置できる形状及び勾配で設けられていること。
四 公園には、雨水等を有効に排出するための適当な施設が設けられていること。
（排水施設に関する技術的細目）
第二十六条 令第二十九条の規定により定める技術的細目のうち、排水施設に関するものは、次に掲げるものとする。
一 排水施設は、堅固で耐久力を有する構造であること。
二 排水施設は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水が最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることがある。
三 公共の用に供する排水施設は、道路その他排水施設の維持管理上支障がない場所に設置されること。
四 管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき下水又は地下水を支障なく流下させることができるもの（公共の用に供する排水施設のうち暗渠である構造の部分にあつては、その内径又は内法幅が、二十センチメートル以上のもの）であること。
五 専ら下水を排除すべき排水施設のうち暗渠である構造の部分に掲げる箇所には、まぐろ管渠の始まる箇所
ロ 下水の流路の方向、勾配又は横断面が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く）。
ハ 管渠の内径又は内法幅の百二十倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適切な場所

六 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべき又はマンホールにあつては、密閉することができるふたに限る。）が設けられていること。
七 ます又はマンホールの底には、専ら雨水その他地表水を排除すべき又はその接続する管渠の内径又は内法幅に応じ相当の幅インパートが設けかれていること。

第二十七条の三 第二十三条の三の技術的細目について定められた制限の強化は、配置すべき緩衝帯の幅員の最低限度について、開発行為の規模が一ヘクタール以上一・五ヘクタール未満の場合に

三 公園は、広場、遊戯施設等の施設が有効に

配置できる形状及び勾配で設けられていること。
四 公園には、雨水等を有効に排出するための適当な施設が設けられていること。

第二十七条 第二十三条第一項の規定により設置される擁壁については、次に定めるところによらなければならない。

一 擁壁の構造は、構造計算、実験等によつて「土圧等」という。によって擁壁が破壊されないこと。
二 土圧、水圧及び自重（以下この号において「土圧等」という。）によつて擁壁が転倒しないこと。
三 土圧等によつて擁壁の基礎がすべらないこと。

第二十七条の二 第二十一一条第一号の技術的細目に定められた制限の強化は、次に掲げるところにより行うものとする。
一 設置すべき公園、緑地又は広場の面積は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十二条（同令第七章の八の準用に関する部分を除く。）の規定を準用する。（公園等の設置基準の強化）
二 設置すべき公園、緑地又は広場の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度について、六パーセントを超えない範囲で、開発区域及びその周辺の状況並びに予定建築物等の用途を勘案して特に必要があると認められる場合に行うこと。
（法の高さの制限に関する技術的細目）
第二十七条の五 令第二十九条の四第二項の国土交通省令で定める技術的細目は、小段等によつて上下に分離された法がある場合にその上下の法を一体のものとみなすことを妨げないこととする。（令第二十九条の二第一項第十一号の国土交通省令で定める基準）
第二十七条の六 令第二十九条の九第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 土地利用の動向
二 水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第二号、第五条第二号又は第八条第二号に規定する浸水した場合に想定される水深及び同規則第二条第三号、第五条第三号又は第八条第三号に規定する浸水継続時間で行うものとする。
（擁壁に関する技術的細目）
第二十七条の四 令第二十九条の二第一項第十二号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
（既存の権利者の届出事項）
第二十八条 法第三十四条第十三号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるもの（自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で権利を有する者にあつては、第一号に掲げるものを除く。）とする。
一 過去の降雨により河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況
二 土地の所在、地番、地目及び地積
三 届出をしようとする者の職業（法人にあっては、その業務の内容）
（変更の許可の申請書の記載事項）
第二十八条の二 法第三十五条の二第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 届出をしようとする者が土地の利用に関する所有権以外の権利を有する場合においては、当該権利の種類及び内容
二 土地の計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街地調整区域が拡張された際、土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた目的
三 届出をしようとする者が土地の利用に関する所有権以外の権利を有する場合においては、当該権利の種類及び内容
（変更の許可の申請書の記載事項）
第二十八条の三 法第三十五条の二第二項の申請書には、法第三十条第二項に規定する図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。この場合においては、第十七条第二項から第四項までの規定を準用する。
（軽微な変更）
第二十八条の四 法第三十五条の二第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
一 設計の変更のうち予定建築物等の敷地の形狀の変更。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 予定建築物等の敷地の規模の十分の一以上

の増減を伴うもの

ロ 住宅以外の建築物又は第一種特定工作物の敷地の規模の増加を伴うもので、当該敷地の規模が千平方メートル以上となるもの

二 工事施行者の変更。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要するものを除く。）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するもの

の建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び開発区域の面積が一ヘクタール以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更に限る。

三 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

（工事完了の届出）

第二十九条 法第三十六条第一項の規定による届出は、開発行為に関する工事を完了したときは別記様式第四の工事完了届出書を、開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事を完了したときは別記様式第五の公共施設工事完了届出書を提出して行なうものとする。

（検査済証の様式）

第三十条 法第三十六条第一項に規定する検査証の様式は、開発行為に関する工事を完了したもののに係る検査済証にあつては別記様式第六とし、開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事を完了したものに係る検査済証にあつては別記様式第七とする。

（工事完了公告）

第三十一条 法第三十六条第三項に規定する工事の完了の公告は、開発行為に関する工事を完了した場合又は工区内に含まれる地域の名称、公共施設の種類位置及び区域並びに開発及び氏名を明示して、開発行為に関する工事の完了の公告は、開発行為に関する工事を完了した場合又は工区内に含まれる地域の名称並びに開発許可を受けた者の住所及び氏名を明示して、都道府県知事の定める方法で行なうものとする。前項の場合において、当該工事が津波災害特別警戒区域内における津波防災地域づくりに関

する法律第七十三条第一項に規定する特定開発行為に係るものであり、かつ、当該工事の完了後において当該工事に係る同条第四項第一号に規定する開発区域に地盤面の高さが基準水位以上である土地の区域があるときは、前項に規定するものほか、その区域に含まれる地域の名

称を併せて明示するものとする。

（開発行為に関する工事の廃止の届出）

第三十二条 法第三十八条に規定する開発行為に関する工事の廃止の届出は、別記様式第八にして行なうものとする。

（費用の負担の協議に関する書類）

第三十三条 令第三十三条の国土交通省令で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書類、費用の負担を求める者とする者が法第三十六条第

三項に規定する公告の日において当該費用の負担に係る土地を所有していたことを証する書類並びに当該土地の位置及び区域を明示する図面とする。

（費用の負担の協議に関する書類）

第三十四条 法第四十三条第一項に規定する許可の申請は、別記様式第九による建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書を提出して行うものとする。

（建築物の新築等の許可の申請）

第三十五条 法第四十七条第一項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

（開発登録簿の記載事項）

第三十六条 法第四十五条の規定により開発許可に基づく地位を承継した者の住所及び氏名（開発登録簿の調製）

一 法第三十三条第一項第八号ただし書に該当するときは、その旨

二 法第四十五条の規定により開発許可に基づく地位を承継した者の住所及び氏名

三 費用の負担を求める者とする土地の取得に在、地番、地目及び面積

四 費用の負担を求める者とする土地の取得に要すべき費用の額及びその積算の基礎

（建築物の新築等の許可の申請）

第三十七条 都道府県知事は、法第三十八条の規定による開発行為の廃止の届出があつた場合は、遅滞なく、登録簿を開鎖しなければならない。

（登録簿の開鎖）

第三十八条 都道府県知事は、登録簿を公衆の閲覧に供するため、開発登録簿閲覧所（以下この条例において「閲覧所」という。）を設けなければならぬ。

（登録簿の閲覧）

2 前項の許可申請書には、次に掲げる図面（令

第三十六条第一項第三号ニに該当するものとし

て許可を受けようとする場合にあつては、次に掲げる図面及び当該許可を受けようとする者

が、区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していたことを証する書類）を添付しなければならない。

（映像等の送受信による通話の方法による口頭審理）

（行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条に規定する方法によつて口頭審理の期日における審理を行う場合に、審理関係人（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて審査（同法第九条第一項に規定する審査）をいう。）が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

第一節の二 田園住居地域内における建

築等の規制

（建築行為等の許可の申請）

第三十八条の二の二 法第五十二条第一項の許可の申請は、別記様式第九の二による申請書を提出して行うものとする。

（建築行為等の許可の申請）

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

（建築物の建築その他工作物の建設にあつては、敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺五百分の一以上のもの一百分の一以上のもの）

一 土地の形質の変更にあつては、当該行為を行なう土地の区域を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

二 建築物の建築その他工作物の建設にあつては、敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺五百分の一以上のもの

三 法第五十二条第一項の政令で定める物件の堆積にあつては、当該堆積を行う土地の区域を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

（堆積をした物件の飛散等を防止するための措置）

第三十八条の二の三 令第三十六条の七の堆積した物件が飛散し、流出し、又は地下に浸透することを防止するために必要な措置は、次に掲げるものととする。

一 堆積をした物件が飛散するおそれがある場合にあつては、次のいずれかの措置を講ずること。

イ 当該物件の表面に覆いを設け、当該覆いが容易に移動しないように固定すること。

ロ 当該物件をその状態に応じた容器に収納すること。

二 堆積をした物件が流出するおそれがある場合にあつては、当該物件をその状態に応じた容器に収納すること。

三 物件の堆積に伴い汚水を生ずるおそれがある場合にあつては、次のいずれかの措置を講ずること。

イ 当該物件の底面に覆いを設けること。

(土地の買取請求の手続)

第四十三条の五 法第五十七条の五において準用する法第五十二条の四第一項の規定による土地の買取りを請求しようとする者は、別記様式第九の四の買取請求書に当該土地についての所有権を証する書類を添付して、これを施行予定者に提出しなければならない。(認可又は承認の申請がされなかつた旨の公告)

第四十三条の六 法第六十条の二第二項の公告は、官報、公報その他所定の手段により行わなければならぬ。

第三節 地区計画の区域内における建築等の規制

第四十三条の七 令第三十八条の七第五号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項に規定する道路の新設、改築、維持、修繕又は災害復旧に係る行為

二 道路運送法(昭和二十六年法律第八十号)第二条第八項に規定する一般自動車道又は専用自動車道(同法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号))第二条

第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る)の造設又は管理に係る行為

三 河川法(昭和三十九年法律第一百六十七号)が適用され、又は準用される河川の改良工事の施行又は管理に係る行為

四 独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八十二号)第十二条第一項(同項第二号ハ及び第五号)第二条第一項(同項第二号ハ及び第五号を除く)に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務(これに附帯する業務を除く)に係る行為(前号に掲げるものを除く。)

五 土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)による土地改良事業の施行に係る行為

六 国立研究開発法人森林研究・整備機構法(平成十一年法律第九十八号)附則第十条第一項の規定により国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号)附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公

團法(昭和四十九年法律第四十三号)第十九

条第一項第一号、第四号又は第六号に規定する業務に係る行為

七 農業を営む者が組織する団体が行う農業構造の改善に關し必要な事業の施行に係る行為

八 森林法第五条に規定する地域森林計画に定める林道の開設又は改良に係る行為

九 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第二項に規定する公園施設の設置又は管理に係る行為

十 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般的の需要に応ずるもの用に供する施設の建設又は管理に係る行為

十一 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道の敷設又は管理に係る行為

十二 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五五号)第五条第二項第二号に規定する事業用施設の設置又は管理に係る行為

十三 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る)若しくは貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業(同条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る)の用に供する施設又は自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第一百三十六号)第二条第五項に規定する一般自動車ターミナルの設置又は管理に係る行為

十四 港務局が行う港湾法第十二条第一項に規定する業務に係る行為

十五 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による公共の用に供する飛行場又は同法第二条第五項に規定する航空保安施設で公共の用に供するものの設置又は管理に係る行為

十六 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

十七 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

十八 放送法(昭和二十五年法律第一百三十二号)第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する放送設備(建築物であるものを除く。)

の設置又は管理に係る行為

十九 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する同項第十八号に規定する電気事

作物又はガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十三項に規定するガス工作物(同条第二項に規定するガス小売事業の用に供するものを除く。)の設置又は管理に係る行為

二十 水道法(昭和三十二年法律第一百七十七号)第三条第二項に規定する水道事業若しくは同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する同条第八項に規定する水道施設、工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十号)第二条第六項に規定する工業用水道施設又は下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第一条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道若しくは同条第五号に規定する都市下水路の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

二十一 热供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第四項に規定する熱供給施設の設置又は管理に係る行為

二十二 水害予防組合が行う水防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

二十三 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第一百五十五号)第十

七条第一項第一号若しくは第二号に掲げる業務の用に供する施設の設置若しくは管理又は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う同項第三号に掲げる業務に係る行為

二十四 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が行う国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第一百六十一号)第十

八条第一項第一号から第四号までに規定する業務に係る行為

二十五 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が行う独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法(平成十四年法律第九十四号)第十一項第六号に規定する業務

二十六 気象、海象、地象又は洪水その他これに附帯する業務を除む。)に係る行為

二十七 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

二十八 放送法(昭和二十五年法律第一百三十二号)第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する放送設備(建築物であるものを除く。)

第四十三条の九 法第五十八条の二第一項の規定による届出は、別記様式第十一の二による届出書を提出して行うものとする。

二 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 土地の区画形質の変更にあつては、次に掲げる図面

イ 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面

ロ 設計図で縮尺千分の一以上のもの

二 建築物の建築、工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の建設又は建築物若しくは工作物の用途の変更にあつては、次に掲げる図面

イ 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの

ロ 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第三十四条第二項に規定する建築物の緑化施設の位置を表示する図面(地区整備計画において建築物の緑化率の最低限度が定められている場合に限る。)で縮尺百分の一以上のもの

ハ 二面以上の建築物又は工作物の立面図及び各階平面図(建築物である場合に限る。)で縮尺五十分の一以上のもの

二 二面以上の建築物の断面図(地区整備計画において建築物の敷地の地盤面又は居室の床面の高さの最低限度が定められている場合に限る。)で縮尺五十分の一以上のもの

ハ 二面以上の建築物又は工作物の立面図及び各階平面図(建築物である場合に限る。)で縮尺千分の一以上のもの

二 二面以上の建築物の断面図(地区整備計画において建築物の敷地の地盤面

の届出に係る行為が同項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

第四十三条の十一 法第五十八条の二第二項の規定による届出は、別記様式第十一の三による変更届出書を提出して行うものとする。

2 第四十三条の九第二項の規定は、前項の届出について準用する。

第四節 遊休土地転換利用促進地区内における土地利用に関する措置等

(遊休土地である旨の通知) 第四十三条の十二 法第五十八条の七第一項の規定による通知は、別記様式第十一の四による通知書により行うものとする。

第四章 都市計画事業

第四十三条の十三 法第五十八条の八の規定による届出は、別記様式第十一の五による届出書を提出して行うものとする。

(都市計画事業等の認可等の申請書の記載事項)

第四十四条 法第六十条第一項第四号の国土交通省令で定める事項は、都市計画事業の名称とす

(遊休土地に係る計画の届出)

第四十五条 法第六十条第一項(法第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の申請書の様式は、別記様式第十二とする。

(都市計画事業等の認可等の申請書の添附書類)

第四十六条 法第六十条第三項第五号の国土交通省令で定める図書は、次の各号に掲げる事項を記載した書面とする。

一 都市計画事業に係る都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画の種類及び名称

二 市町村以外の者にあつては、申請の理由

三 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第百三十四号)第四十五条第一項の規定による施行者が施行する新住宅市街地開発事業にあつては、法第六十条第三項第五号(法第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の国土交

通省令で定める図書は、前項に定めるもののか、次の各号に掲げるものとする。

一 新住宅市街地開発事業を施行しようとする者が所有する土地に接続する公共施設の用に供する土地について新住宅市街地開発事業を施行することに関する当該公共施設の管理者の同意を証する書面

二 新住宅市街地開発事業を施行しようとする土地(公共施設の用に供する土地を除く。)についての所有権を証する書面

三 新住宅市街地開発法第二条第九項の造成施設等の処分価額の概算額及びその算定方法を

記載した書面

二項において準用する場合を含む。)の規定により同条第一項(法第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の申請書に添附すべき書類は、それぞれ次の各号に定めるところにより作成し、同項第三項第一号及び第二号に掲げる図書にあつては正本一部並びに事業地の存する都道府県及び市町村の数の合計に相当する部数の写し、同項第三号から第五号までに掲げる図書にあつては正本一部を提出するものとする。

第五十条 法第六十三条第一項の国土交通省令で定める設計の概要の軽易な変更是、都市計画施設の整備に関する事業の設計の概要の変更で、他の都市計画施設の整備に関する事業の認可若しくは承認又はその変更に伴うものとする。

(認可に基づく地位の承継の承認の申請)

第五十一条 法第六十四条第一項の承認の申請は、別記様式第十三による申請書を提出して行なうものとする。

(設計の概要の軽易な変更)

第五十二条 法第六十六条の規定により施行者の公告すべき事項は、次に掲げるものとする。

一 都市計画事業の種類及び名称

二 施行者の名称

三 事務所の所在地

四 事業地の所在

(事業地内の土地建物等の先買いに関する周知措置)

第五十三条 法第六十六条の関係権利者に周知させるための必要な措置については、第三十八条の三第一項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「市街地開発事業等予定期区域の区域内」とあるのは「事業地内」と、「施行予定者」とあるのは「施行者」と読み替えるものとする。

第五十四条 法第六十六条の住民に対する説明に

2 第四十二条第一項(法第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定

による告示は、国土交通大臣にあつては官報

で、都道府県知事にあつてはその定める方法で行なうものとする。

(事業地を表示する図面等の縦覧についての公

告)

2 会合を開催する場所は、できる限り、事業

地及び附近地の住民(以下この条において「住民」という。)の参集の便利を考慮して定めること。

二 会合の日時及び場所を会合を開催する日の一週間前までに、住民に通知し、又は新聞紙に広告すること。

三 会合には、都道府県の職員又は市町村(都の特別区の存する区域にあつては、特別区)の長若しくは職員の立会いを求めること。

(有償譲渡の届出事項等)

2 法第六十七条第一項の規定による届出は、別記様式第九の三の土地建物等有償譲渡届出書を施行者に提出してしなければならない。

(土地の買取請求の手続)

第五十五条 法第六十七条第一項の規定による土地の買取りを請求しようとする者は、別記様式第九の四の買取請求書に当該土地についての所有権を証する書類を添付して、これを施行者に提出しなければならない。

(手続の保留の申立書の様式)

第五十六条 法第六十八条第一項の規定による土地の買取りを請求しようとする者は、別記様式第十六の申立書を提出して行なうものと

する。

2 収用又は使用的手続を保留する事業地の範囲は、法第六十条第三項第一号に掲げる図面に、黒色の斜線をもつて表示するものとする。

(都市施設等)

第五十七条 法第七十二条第一項の申立ては、別記様式第十六の申立書を提出して行なうものと

する。

2 収用又は使用的手續を保留する事業地の範囲は、法第六十条第三項第一号に掲げる図面に、

黒色の斜線をもつて表示するものとする。

(都市施設等)

第五十八条 法第七十五条の二第一項の国土

交通省令で定める施設は、次に掲げるものとす

る。

一 高層住居誘導地区内の建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第六号に掲げる建築物を除く。)であ

つて、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ面積の三分の二以上となるもの

一 法第六条第五項の規定により必要な報告を

二 法第二十四条第一項及び第二項、同条第三項の規定を求ること。

場合にあつては当該指定都市等の長とし、指定都市等以外の市における場合にあつては当該市長

項において準用する第二十三条第一項、第二項及び第五項並びに第二十四条第四項の規定

三 法第八十条第一項の規定による報告若しくは による権限

は資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をし、及び同条第二項の規定による技

（指定都市の定める都市計画の協議の申出）
術的援助をすること。

第五十九条の四 法第八十七条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第十九条第三項

(法第二十一条第二項において準用する場合を含む。) の協議の申出は、協議書及び当該都市

計画の案を提出して行うものとする。

(開発行為又は建築に関する証明書等の交付)について準用する。

六十条 建築基準法第六条第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を除く）

含む。）又は第六条の二第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含

む。)の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第二十九条第一項若

しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項、第四十二条、第四十三条第一項又

は第五十三条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事（指定都市

等における場合にあつては当該指定都市等の長とし、指定都市等以外の市における場合（法第

五十三条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を求める場合に限る。)にあつ

ては当該市の長とし、法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十一

事務が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七
条第二項、第四十二条又は第四十三条第一項の

号) 第二百五十二条の十七の二第一項の規定により市町村が処理することとされている場合又

は法第八十六条の規定により港務局の長に委任されている場合にあつては当該市町村の長又は

港務局の長とする。)に求めることができる。
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律

(令和三年法律第三十四号) 第三条第一項の認定(同法第四条第一項の変更の認定を含む)を受けようとする者は、その計画が法第五十三条第一項の規定に適合していることを証する書

施設	図面の種類	（施行期日）
	公共の用平面図	この省令は、公布の日から施行する。
に供する	縮尺	（図面の縮尺の特例）
上の一以員、状及び供する施設の位置及び	二百方位、水路その他の公共の用に	2 当分の間、第九条第一項中「二万五千分の一」とあるのは「三万分の一」と、第九条第二項、第十六条第四項の表、第十七条第三項（第二十八条の三において準用する場合を含む。）並びに第四十七条第一号口及び第二号中「二千五百分の一」とあるのは「三千分の一」と、第十六条规定の表中「五百分の一」とあるのは「六百分の一」とする。
形狀	明示すべき事項	（市街地改造事業に関する都市計画事業等の認可等の申請書類の添附書類の特例）
6	一 事業地内の公共の用に供する施設の現況 二 事業地内の建築物の用途別の箇数及び延べ面積 三 事業地内の建築物の建築面積の合計の敷地面積の合計に対する割合及び延べ面積の合計の敷地面積の合計に対する割合 四 公共施設の設計の概要 五 建築施設の設計の概要	3 市街地改造事業については、事業地を工区に分けるときは、第四十七条第一号口に規定する図面に工区の区域を図示するものとする。 4 市街地改造事業については、第四十七条第二号口の規定にかかわらず、設計の概要を表示する図書は、設計説明書及び設計概要図とする。 5 前項の設計説明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 事業地内の公共の用に供する施設の現況 二 事業地内の建築物の用途別の箇数及び延べ面積 三 事業地内の建築物の建築面積の合計の敷地面積の合計に対する割合及び延べ面積の合計の敷地面積の合計に対する割合 四 公共施設の設計の概要 五 建築施設の設計の概要 六 公共施設の整備並びに建築物及び建築敷地の整備に関する事業に附帯する事業が行なわれる場合においては、その事業の概要 附則第六項の設計概要図は、次の表に掲げるるものとする。

附 則（昭和五五年一〇月二五日建設省令第一号）抄

（施行期日）

この省令は、法の施行の日（昭和五十五年十月二十五日）から施行する。

附 則（昭和五六六年四月二四日建設省令第六号）

この省令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第三十五号）の施行の日（昭和五十六年四月二十五日）から施行する。

附 則（昭和六〇年七月一二日建設省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年八月一四日建設省令第九号）

この省令は、昭和六十一年八月十五日から施行する。

附 則（昭和六二年一月二九日建設省令第四号）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六二年三月二十五日建設省令第二五号）抄

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（施行期日）

この省令は、建築基準法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第六十六号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和六十二年十一月十六日）から施行する。

附 則（昭和六三年一月五日建設省令第二号）抄

この省令は、法の施行の日（昭和六十三年三月一日）から施行する。

附 則（昭和六三年一月五日建設省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年一月一日建設省令第一二〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十七年一月三〇日国土交通省令第七号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

(都市計画法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第三条 施行時特例市に対する第二条の規定による改正後の都市計画法施行規則別記様式第六及び別記様式第七の規定の適用については、同規則別記様式第六及び別記様式第七中「都道府県知事(指定都市の長・中核市長)」とあるのは、「都道府県知事(指定都市の長・中核市の長・地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二4/号)附則第二条に規定する施行時特例市の長)」とする。

(施行期日)
附 則 (平成二十七年三月三一日国土交通省令第一九号) 抄
第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成二十七年五月七日国土交通省令第一九号) 抄
第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十六年法律第二4/号)附則第二条に規定する施行時特例市の長)」とする。

(施行期日)
附 則 (平成二十七年三月三一日国土交通省令第一九号) 抄
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成二十八年三月三一日国土交通省令第七六号) 抄
第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成二十八年三月三一日国土交通省令第七六号) 抄
第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成二十九年三月三一日国土交通省令第一二号) 抄
第一条 この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成二十九年三月三一日国土交通省令第一九号) 抄
第一条 この省令は、森林法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。

(施行期日)
第一条 この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律(以下「改正法」という。)附則第一条规定第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。

(都市計画法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第三条の規定による改正後の都市計画法施行規則(以下この条において「新都市計画法施行規則」という。)第四十三条の七第十九号の規定の適用については、旧一般ガスのみなしガス小売事業者が改正法附則第二十二条第一項の義務を負う間(新都市計画法施行規則第四十三条の七第十九号中「ガス小売事業」とあるのは、「ガス小売事業(電気事業法等)の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十二条第一項に規定する指定旧供給区域等小売供給を行う事業を除く。)」とする。

(施行期日)
附 則 (平成二十七年五月七日国土交通省令第一九号) 抄
第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十六年法律第二4/号)附則第二条に規定する指定旧供給区域等小売供給を行う事業を除く。)」とする。

(施行期日)
附 則 (平成二十七年三月三一日国土交通省令第一九号) 抄
第一条 この省令は、ガス小売事業(電気事業法等)の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十八条第一項に規定する指定旧供給区域等小売供給を行う事業を除く。)」とする。

(施行期日)
附 則 (平成二九年三月三一日国土交通省令第三六号) 抄
第一条 この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年六月十九日)から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成二九年三月三一日国土交通省令第四九号) 抄
第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成二九年九月二九日国土交通省令第五六号) 抄
第一条 この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十一年四月一日)から施行する。

この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年七月十五日)から施行する。

(附 則) (令和元年八月一四日国土交通省令第二八号)
この省令は、公布の日から施行する。

(附 則) (令和元年九月一三日国土交通省令第三四号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。)の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。

(附 則) (令和二年九月四日国土交通省令第七四号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年九月七日)から施行する。ただし、第二条中都市計画法施行規則第五条及び第六条の二の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

(都市計画法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
(施行期日)
附 則 (令和二年九月四日国土交通省令第七四号) 抄
第一条 この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年九月七日)から施行する。ただし、第二条中都市計画法施行規則第五条及び第六条の二の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

(施行期日)
附 則 (令和二年九月四日国土交通省令第九二号) 抄
第一条 この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十三号)附則第一条规定による改正後の都市計画法施行規則第五条及び第六条の二の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(施行期日)
附 則 (令和二年九月四日国土交通省令第九二号) 抄
第一条 この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十三号)附則第一条规定による改正後の都市計画法施行規則第五条及び第六条の二の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(施行期日)
附 則 (令和三年一月二七日国土交通省令第七九号) 抄
第一条 この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日(令和三年一月一日)から施行する。ただし、第五条の規定は、都市計画法施行令の一部を改正する政令(令和三年政令第二百九十七号)の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。

の規定による届出がされた場合又は同法第三十四条の二第一項の協議が成立した場合における開発登録簿の記載事項については、第二条の規定による改正後の都市計画法施行規則第三十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(附 則) (令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号)
この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和三年七月十五日)から施行する。

(附 則) (令和三年七月一四日国土交通省令第四八号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)
第一条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

(附 則) (令和三年八月三一日国土交通省令第五三号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

(附 則) (令和三年八月三一日国土交通省令第六九号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

(附 則) (令和三年一月二七日国土交通省令第七九号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日(令和三年一月一日)から施行する。ただし、第五条の規定は、都市計画法施行令の一部を改正する政令(令和三年政令第二百九十七号)の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。

(附 則) (令和三年一二月一六日国土交通省令第七九号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和三年法律第三十四号)の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。

の規定による届出がされた場合又は同法第三十条の規定による届出がされた場合又は同法第三十一条第一項若しくは第二項若しくは第三十五条の規定による許可若しくは同条第三項の規定による許可若しくは同条第三項

の規定による届出がされた場合又は同法第三十条の規定による届出がされた場合又は同法第三十一条第一項若しくは第二項若しくは第三十五条の規定による許可若しくは同条第三項

1) 他の機関の取扱い地図、地形図、地質図等の複数の資料を用いて、現地踏査等を行うことによる地質的特徴については、それをもとに構造面(岩層の構成とその性質、岩層の厚さ等)に加えて、構造面(岩層の傾きや傾斜角度、岩層の連続性等)について、現地踏査の結果を記載することとする。
2) 現地踏査の結果、現地調査の結果を見り加之る他の資料の質問書に於ける場合にあっては、質問書に記載するべき事項の見出し及びその内訳を記載することとする。
3) 調査の終了
年 月 日
調査者名 借住
姓氏
経験

別記様式第一（第十四条関係）

この省令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年五月二十六日）から施行する。
（経過措置）
この省令の施行の際現にある第二条及び第三条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができ
る。

今第六号

一
二
三
四

1
この省今は、令和六年三月三十一日から施行する。ただし、第四条から第九条まで、第十一条から第十四条まで中大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則第五十一条第二項の改正規定及び第十二条から第十四条までの規定は、同年四月一日から施行する。

2

父の間

分の規定期間

条の規定

2 二の省令

（経過措置）

から施行す

する法律の

1
この省令

附 費(令和五年三月三一日)国土交通省
令第三〇号)

別記様式第二（第十六条関係）

別記様式第二の二（第十六条関係）

別記様式第三（第十六条関係）

別記用紙(第十六回)		資	合	計	圖	書
1. 組社圖						明治二十九年
科	目	金額				
役	組 分 支 領 分 支	人	人	人	人	人
役	○ 宅 地 事 務 負 責	○	○	○	○	○
役	○ ○ ○ ○ ○ ○	○	○	○	○	○
人	計	人	人	人	人	人
支	組 分 支 領 分 支	資	資	資	資	資
支	事 事 事 事 事 事	資	資	資	資	資
支	通 送 律 木 水 通 事	資	資	資	資	資
支	工 工 工 工 工 工	資	資	資	資	資
出	業 事 會 入 金 ○	資	資	資	資	資
出	○ ○ ○ ○ ○ ○	○	○	○	○	○

別記様式第四
(第二十九条関係)

2 年度別資金計画		年度	年始	年終	(単位 千円)
科 目	金 額				
事 用 地 使 用					
工 事 施 工 費 用					
事 用 金 利 用					
借 入 金 利 用					
行 使 金 利 用	○ ○ ○				
其 他					
自 由 取 入 金 利 用	○ ○ ○				
地 分 保 有 金 利 用	○ ○ ○				
其 他 地 保 有 金 利 用	○ ○ ○				
被 動 資 本 利 用	○ ○ ○				
其 他					
借 入 金 の 借 入 金					

別記様式第五
(第二十九条関係)

別記様式第四(第二十九条関係)

年 月 日

届出者 住所
氏名

郵便番号

都道府県

市町村

電話番号

記

1 工事完了年月日 年 月 日

2 工事完了した箇所の場所
又は工事に含まざる他の名称

因 安 付 翻 令	年 月 日
因 保 定 令 年 月 日	年 月 日
因 保 定 令 年 月 日	年 月 日
因 保 定 令 年 月 日	年 月 日

備考 1 両当事者が法人である場合は、両者は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
2 両向かふ欄に記載しないこと。

別記様式第六
(第三十条関係)

別記様式第五(第二十九条関係)

年 月 日

届出者 住所
氏名

郵便番号

都道府県

市町村

電話番号

記

1 工事完了年月日 年 月 日

2 工事完了した箇所の場所
又は工事に含まざる他の名称

因 安 付 翻 令	年 月 日
因 保 定 令 年 月 日	年 月 日
因 保 定 令 年 月 日	年 月 日
因 保 定 令 年 月 日	年 月 日

備考 1 両当事者が法人である場合は、両者は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
2 両向かふ欄に記載しないこと。

別記様式第六(第三十条関係)

年 月 日

届出者 住所
氏名

郵便番号

都道府県

市町村

電話番号

記

1 保有令 年 月 日 保有令
2 保有又は工事に含まざる他の名称
3 保有を受けた者の住所及び
氏名

備考 1 両当事者が法人である場合は、両者は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
2 両向かふ欄に記載しないこと。

別記様式第七（第三十条関係）

別記様式第八（第三十二条関係）

別記様式第九（第三十四条関係）

別記様式第九の二（第38条の2の2関係）

別記様式第七(第三十条間)

公共施設に関する工事の検討

第 年 月 日 号
長・中核市の長) 同
日検査の結果都市計画法第2
します。

記

- 1 許可番号 年 月 日 第 号
- 2 工事を完了した公共施設が
存する場所(区域又は工区)に
含まれる区域の名称
- 3 工事を完了した公共施設
- 4 許可を受けた者の住所及び

別記様式第八(第三十二条關係)

開発行為に関する工事の廃止の届出書

<p>都計画第10回の規定により、開発行為に関する工事(許可番号 第 号)を下記のとおり廃止しましたのでお知らせです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 開発行為に関する工事の規 止した年月日 年 月 日 開発行為に関する工事の規 止に係る地図の名稱 開発行為に関する工事の規 止に係る地図の番號 	<p>年 月</p>
--	------------

別記様式第九(第三十四条関係)

免許申請番号 年月日 第
1 許可申請者が法人である場合は、社名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 律約の欄には記載しないこと。
3 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新規、改善者によって用途の変更又は第一種特定工事の実施をすることについて他の公文による許可、認可等を添付する。

別記様式第九の二(第35条の2の2関係)

許可申請書

中 錄 者 住 所

都道府県の河川の名前		名前
(一) 土地の利用実態		
区域に含まれる河川の名前		
河川の種類		
土地の利用・変遷の内容		
その他(農地・林地・草地など)		
(二) 地域の特徴		
地理的・地質的・水文的・土壤的・植物的特徴		
産業活動・社会活動・行政及び他組織		
河川の水の流れ		
河川・地物、改修工事の歴史		
河川沿い、堤防沿い及び河川緑地		
河川の利用実態		
河川の利用実態		
(三) 地物の特徴		
河川の利用実態(上流)の区域に含む		
河川の利用実態(中流)の区域に含む		
河川の利用実態(下流)の区域に含む		

物性の種類	物理的・化学的・生物学的
-------	--------------

物体の飛散の防止の方法等	
その他必要な事項	

備考
1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を

2 「土地の形質の変更の内容等」欄には、当該土地の形質の変更の具体的な内容を記載してください。

3 「建築物等の用途」欄には、当該建築物又は工作物の用途及び当該建築物が自己の工作物又は他の間に作成するもの(これら別に記載)マークを記入。

4 「物件の種類」欄には、土石、廃棄物又は再生資源の別及び当該物件の種類の具体的な内容を記載して下さい。

5 「物件の飛散の防止の方法等」欄には、堆積をした物件が飛散し、流出し、又は地中に浸透することを防止するための特徴の具体的な内容を記載してください。

別記様式第九の三（第三十八条の四、第四十三条の四、第五十五条関係）

当該免地税地を「地税」の欄にマークして記載すること。
 3 「その他の参考となるべき事項」については、買取りの希望価額等を記載すること。
 4 買取請求をする者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

登録権法第53条第1項の	許可申請書	年月日
題		
申請者　佐藤 氏名		
登録権法第53条第1項の許可を受けた上で、下記より、申請します。		
記		
<p>1 選択権の行使の有無と及び内容</p> <p>2 登録権の権利範囲</p> <p>3 著作権、復元又は改変権</p> <p>4 副権の権利範囲</p> <p>5 他の権利の権利範囲</p> <p>6 申請者の氏名（法人の場合は、その法人の名称及び代表者の氏名）</p>		

4 敷地面積、建築面積及び延べ面積
備考：申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第九の四（第三十八条の五、第四十三条の五、第五十六条関係）

別記様式第十（第三十九条関係）

別記様式第十一の二(第四十三条の九関係)

別記様式第十一の三(第四十三条の十一関係)
地区計画の区域内における行為の変更届出書

規			
届出者 住所 氏名			
都市計画法第54条の第2項の規定に基づき、墨出場所の変更について、下記により墨出せます。			
記	年	月	日
1 当初の墨出年月			
2 变更の内容			
3 变更前の墨出年の墨出年月日	年	月	日
4 变更後の墨出年の墨出年月日	年	月	日
備考			
1 送信料金を支拂う場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。			

別記様式第十一の四（第四十三条の十二関係）

別記様式第十一の五（第四十三条の十三関係）

別記様式第十二（第四十五条関係）

別記様式第十三（第五十一条関係）

別紙様式第十一の四(第四十二条第一項)			
廃 休 土 地 通 知 書			
年	月 日		
附			
市町村特典(区の区分)○			
都市計画法第36条の第1項の規定に基づき、下記の土地を廃休土地と認定したので知照する。但し、本通知は、該地に係る所有権登記の變動登記の申請がなされた場合にのみ、同法第54条の規定により、この通知があつた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、廃休土地に係る利用又は占有に関する権利を設け出なければならないことになつてゐる。			
記			
上記の内容及び地図	地図に関する権利の種類	附 件	備 考

別記様式第十四
別記様式第十五
別記様式第十六

削除 削除